平成２３年（フ）第４１５号
東京都足立区大谷田５丁目３－８－301
債務者　鴨下　京子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１６号
千葉県船橋市北本町２丁目１－９－401
債務者　吉田　直美（旧姓柏）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１７号
東京都江東区亀戸２丁目６－５－1101
債務者　安部　尚大
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１８号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室2031－３
債務者　岩瀬　尊郎
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２０号
埼玉県富士見市羽沢２丁目11－36－103
債務者　杉本　　実
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２１号
東京都杉並区下井草３丁目25－15－２Ｃ
債務者　米倉　絵理（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２５号
東京都東久留米市南沢５丁目18－２－207
債務者　渡邉　新一
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２６号
東京都世田谷区下馬２丁目44－13－604
債務者　山崎　慶美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３５号
東京都中野区弥生町４丁目18－１－303
債務者　円光　俊裕
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４０号
埼玉県秩父郡東秩父村大字安戸1065－３
債務者　豊田　庄三
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４５号
東京都文京区後楽１丁目８－13
債務者　菊池　健二
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４７号
埼玉県飯能市大字原市場1060－３
債務者　三品　麻美（旧姓細木）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５２号
千葉県四街道市鷹の台３丁目５－19
債務者　本田　雄輔
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５５号
東京都杉並区天沼３丁目32－13－202
債務者　鴻上　律子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６６号
東京都武蔵村山市学園１丁目27－５－105
債務者　梶田由美子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部